

かわたな民報

第134号

2012年1月

日本共産党川棚支部

町議会議員 久保田

電話(83)2398

新しい視点 展望しめす
しんぶん 赤旗
日刊紙●月3,400円
日曜版●月 800円

久保田かずえ町議は、2011年12月議会で、介護保険制度など三点について一般質問を行いました。

居住者全員に介護サービスを

久保田かずえ町議

要介護認定を受けた方が介護サービスを利用しようとする場合、川棚町では未だに住所地での受給しか認められておりません。他の自治体では、行政区を越えてのサービスの理由や、住宅改修も支障なく受給できるとなっています。介護保険制度は、利用者本位、高齢者の自立支援、利用者による選択、自己決定を基本理念としています。在宅介護を受ける方の住所地にこだわることなく無条件でサービスの受給を認めるべきではないですか。

町長

住所地と、実際の居住地が異なる場合の介護サービスの取り扱いは、居住サービスについて

被保険者に係るサービスでありませんが、住宅改修については住所地以外での改修は認められない。

久保田町議

住宅改修については認められないが、他のサービスとか補助道具は認められるということか。住宅改修についても、家の持ち主が了解すれば改修可能な自治体もある。全国どこの行政区であってもサービスが受けられるというのが今の介護保険制度である。町長の回答は、住宅改修は、認められないが、サービスや補助道具は適応すると解釈してよいのか。

町長



無条件で給付をするという事にはならない。住宅改修については認められないがそれ以外の福祉用具の貸与や購入については、短期間、一時的なものであれば例外的にケースバイケースで認めている。

久保田町議

今の回答は、平成20年の一般質問に対する回答と全く変わっていない。翌年私が行った政府交渉の際の厚生労働省の回答は、「同じ市町村の中なら、居住地が違うことで給付が認められない」という回答だった。「介護施設に入居されている方々も住所を変える必要がないのに在宅サービスを受ける方が住所を変えなくてはいいけない」という根拠はどこにあるのか。

町長

現在、住民基本台帳法による住所を有している市町村から他の市町村の介護施設や有料老人ホームに入所して住所を当該施設所在地に変更した場合、従来居住していた市町村が給付を行ってもよいというのが住所地特例であり、同じ市町村内での居住地と住所が違う場合は住所地特例とは言わない。この場合は給付ができる。そのように思っている。

久保田町議

同じ保険者の中であれば給付はできると言うことですね。

精神保健福祉士の配置を

久保田かずえ町議

精神保健福祉士の配置について尋ねます。

精神保健福祉士は、精神障害者の抱える生活問題や、社会問題の解決のための援助や、社会参加に向けての支援活動を通じて、その人らしいライフスタイルの獲得を目標としています。高ストレス社会と言われる現代にあつて広く国民の精神保健保持に資するために、医療、保健、福祉にまたがる領域で活躍する精神保健福祉士の役割はますます重要になってきています。

町民の、精神保健保持のために職員として配置する考えはないか。

町長

多様な現代社会において、心の病についての相談を受けるケースが多くなってきたというようである。

精神保健に関するエキスパートである精神保健福祉士の必要性は感じており、貴重な提

言と受け止めている。

現状の業務の中では、町単独での人材の確保は非常に困難であり、配置できる状況ではない。

障害者自立支援法に対応するために、東彼地区障害者地域活動支援センターには、2名の精神保健福祉士を配置して、サービスの調整と合わせ相談にも応じている。

久保田町議

一〇〇人に1人がうつや引きこもり等の心の病を抱えていると聞きます。沖縄の読谷村では予算をつけて薬に頼らない治療に取り組んでいます。そこで頑張っておられるのが精神保健福祉士です。

地域の方々や、民生員の方が活動されていても受け入れられない方もおられます。しかし、役場の職員なら受け入れられると思います。配置する事はできないか再度尋ねます。

町長

役場の中に置けばもったいめ細かな対応ができるということとは全くそのとおりと思う。当面は、障害者支援センターの対応で十分と考える。